

第16回 大阪市路上喫煙対策委員会 会議要旨

1 日 時 平成23年10月27日(木) 午前10時30分から午前11時56分

2 場 所 大阪市役所 P1会議室

3 出席者

(委員等)

鬼追 明夫 委員長(弁護士)
大久保規子 委員長代理(大阪大学大学院法学研究科 教授)
上島 佳之 委員(大阪南部たばこ商業協同組合 理事長)
佐竹 義久 委員(大阪市PTA協議会 会長)
田中 晃代 委員(近畿大学総合社会学部 講師)
吉田 豊 委員(大阪商工会議所 地域振興部長)

(大阪市)

青野事業部長
村上事業管理課長
木村事業管理課長代理(司会)

4 議 題

- (1) 平成23年度たばこ市民マナー向上エリア制度応募団体の審査について
- (2) 「路上喫煙禁止地区」のあり方について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局から、「第16回大阪市路上喫煙対策委員会資料」に基づき、たばこ市民マナー向上エリア制度応募団体の10団体について説明を行った。

<主な意見・質問等>

- ・どのような基準に基づいて適合しているかどうかを審議すればよいのか。
(10名以上の団体が基準で、活動計画書に基づき審議いただきたい)
- ・これまで何団体認定しているか
(60団体が参加されています)
- ・認定されると、市からどのような支援があるのか
(啓発物品の配布や環境事業センター職員の派遣です。補助金はありません)
- ・JTとの連携はありますか
(JTの寄付で禁止地区に2箇所喫煙設備を設置しております。)
- ・NPO法人について、当該地域において、日常的な啓発活動はできますか。
地域との連携を行政がサポートする必要があると思います。
- ・地域振興町会や、大阪市商店会連盟と協力して地元企業と連携すればもっと集まる。

- ・区役所が支援を行っている団体について、区と局の支援の関係を明確にしておく必要がある。

(2) 路上喫煙禁止地区のあり方について、過去の経過説明及び他都市状況の説明を行った。

<主な意見・質問等>

- ・名古屋が劇的に喫煙率が減っているのは、禁止地区の設定以外に過料の形態など調べて解析する必要がある。

(過料の金額について、次回お示しします。)

- ・過料徴収がモラル向上につながっているのかが疑問。今、「線」で過料徴収を行っているが、その周辺を「面」で推進地区並びにモラル地区にして意識啓蒙するのも一つの方法
- ・マナー向上エリアで効果があれば禁止地区にする必要はないのでは。

(3) その他

- ・最近の過料徴収時のトラブルについて、質問がありました。